ふくしまプライド。フードアクション推進協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　福島県農林水産業の復興と生産振興を目的とし、２０２０年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（以下東京２０２０大会）を契機に、２０２０年以降も福島県産農林水産物の消費拡大及び販路拡大を推進するための方策を、関係機関・団体が一体的に取り組む組織として、「ふくしまプライド。フードアクション推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の構成）

第２条　協議会は、別表１に掲げる関係機関・団体をもって構成し、構成員は構成団体の長、または長が指名した者とする。

２　協議会に会長及び副会長を置く。

３　会長は福島県知事、副会長は福島県農業協同組合中央会会長及び福島県漁業協同組合連合会会長をもって充てる。

４　会長は協議会の事務を総括するとともに、協議会を招集し、会議を主宰する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

６　会長が必要と認めたときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

（協議会の業務）

第３条　協議会は、次に掲げる業務を行う。

（１）　東京２０２０大会への食材供給、及びホテル・飲食事業者等への販路拡大に向けた推進体制の整備。

（２）　東京２０２０大会における食材調達等に関する情報収集及び、調達要件を満たす食材等の確保と供給に関すること。

（３）　東京２０２０大会以降の給食事業者やホテル・飲食事業者等への県産農林水産物の商流構築と販路拡大に関すること。

（４）　その他、農林水産業の復興と生産振興を目的とし、県産農林水産物の安心安全を発信し、風評の払拭と消費拡大及び販路拡大を推進する取組。

（運営会議）

第４条　協議会に付議すべき事項の調査検討及び必要な連絡調整を行うため、「ふくしまプライド。フードアクション推進協議会運営会議」を置く。

２　運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（総合アドバイザー）
第５条　協議会に別表２に掲げる総合アドバイザーを置き、協議会の活動に係る助言等を行う。

（流通アドバイザー）
第６条　協議会に別表３に掲げる流通アドバイザーを置き、販路拡大の活動に係る助言等を行う。

（その他）
第７条　本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成３０年 ６ 月２０日から施行する。

別表１　協議会構成員

項　目	団体名、企業名、氏名
福島県	福島県知事
生産者団体	福島県農業協同組合中央会
	福島県漁業協同組合連合会
	全国農業協同組合連合会福島県本部
	福島県きのこ振興協議会
	うつくしまふくしま農業法人協会
	一般社団法人 Cool　Agri
市町村	福島県市長会
	福島県町村会

別表２　総合アドバイザー

総合アドバイザー	西芳照氏
	有森裕子氏
	伊藤秀二氏

別表３　流通アドバイザー

流通アドバイザー	東京青果株式会社
	株式会社むらせ
	株式会社コシヅカ
	大都魚類株式会社